

財務省告示第三百五十号 国債の発行等に関する省令（昭 和五十七年大蔵 省令第三十号）第四 条第三項の規定に基 づき、平 成十七年九月二十 日に発行する利付 国債の発行条 件を次のとおり告 示する。 平成十七年九月十六日	一 名称及び記 利付国庫債券（十 年）（第二 百	二 発行の根拠 財政法（昭和十二 年法律第二十 二条第一項及 び平成	三 法律及びそ の法律の公債の 発行の特例等 に関する法律第 十九	四 振替法の適 用等 平成十三年法律 第七十五号。以 下	五 発行額 額面金額で一兆 九千億円
機関は日本銀行とする。 国債の募集の取扱い及び引 を目的として組織され、団 の間に国債の募集の取扱い 引受けに関する契約を締結 方法による発行する契約を 額面金額で一兆九千億円 うち、財政法第四條第一項 定に基づき発行する利付 ついては、額面金額で百七 億八千五百六十万円、平 年における財政運営のため 公債の発行の特例等に関する 律第二條第一項の規定に基 づき	財務大臣 谷垣 禎一	財政法（昭和十二年法律第 二十四号）第四條第一項及 び平成十七年法律第十九 号（平成十七年法律第十九 号）第二條第一項並びに 理基金特別会計法（明治 三十 年法律第六号）第五條第 一 項 社債等の振替に関する法律 第十三年法律第七十五号 以下	平成十三年法律第七十五号 以下	額面金額で一兆九千億円	

十 六	十 五	十 四		十 三		十 二	十 一	十 九		八	七	六
払 場 所	元 利 金	償 還 金	償 還 限	後 の 利 子	第 二 期 以	初 期 利 子	利 率	募 集 の 価 格	発 行 日	振 替 単 位	額 最 低 額 面 金	払 込 金 額

発行する利付国債については、
 額面金額で四十六億九
 千二百六十万五千、
 特別会計法第五条第一項の規
 定に基づき発行する利付国債に
 ついては、
 いは、
 百九十九億二千八百四十
 五万九千二百二十五億八十九
 万九千円

振替法の規定による振替口座簿
 の記載又は記録は、最低額面金
 額の整数倍の金額によるものと
 する。

平成十七年九月二十日
 額面金額百円につき百円六十六

年一・四パーセント
 平成十八年三月二十日を支払期
 とし、次の算式により算出した
 金額を支払う。ただし、支払期
 が銀行休業日に当たるときは、
 その翌営業日に支払う。以下、
 次号及び第十四号において規定
 する期日について同じ。

$$\text{額面金額} \times \frac{1.4}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年三月二十日及び九月二十日
 を支払期とし、各支払期におい
 て、その支払日前六月間に属す
 る利子を支払う。

平成二十七年九月二十日
 額面金額百円につき百円

日本銀行

十 八	十 七
払 込 期 日	募 集 期 間
平 成 十 七 年 九 月 二 十 日	平 成 十 七 年 九 月 二 日 か ら 平 成 十